

平成31年2月定例会の結果 (2月8日～3月20日 会期41日間)

- 1 市長提出議案    2 議員提出議案    3 請願    4 その他(手続き)  
5 議員提出議案資料

【掲載に当たっての説明】

会派名	自民党(自由民主党静岡市議会議員団)	※平成31年3月4日会派構成員変更
	志政会(志政会)	※平成31年2月14日会派構成員変更
	公明党(公明党静岡市議会)	
	共産党(日本共産党静岡市議会議員団)	
	創生静岡(創生静岡)	※平成31年2月14日会派結成
	山と町(「山と町」安全の会)	※平成31年2月14日創生静岡に合流
	緑の党(緑の党グリーンズジャパン)	
	会派世界(会派世界)	※平成31年3月4日会派結成

○は賛成、×は反対、△は賛否双方あり

1 市長提出議案

(1) 2月8日提出、同日議決【人事案件(諮問)】(1件)

諮問番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	山と町	緑の党
1	人権擁護委員の推薦について	賛成	○	○	○	○	○	○

(2) 2月8日提出、2月21日議決【補正・その他議案】(22件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	創生静岡	緑の党
1	平成30年度静岡市一般会計補正予算(第6号)	可決	○	○	○	×	△	○
2	平成30年度静岡市電気事業経営記念基金会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○
3	平成30年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○

4	平成30年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○
5	平成30年度静岡市公債管理事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○
6	平成30年度静岡市競輪事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○
7	平成30年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○
8	平成30年度静岡市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○
9	平成30年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○
10	平成30年度静岡市駐車場事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○
11	平成30年度静岡市介護保険事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○
12	平成30年度静岡市介護保険サービス会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○
13	平成30年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○
14	平成30年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○
15	平成30年度静岡市病院事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○
16	平成30年度静岡市水道事業会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○
17	平成30年度静岡市下水道事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○
18	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○
19	損害賠償請求控訴事件に係る和解について	可決	○	○	○	○	○	○
20	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○
21	市道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○
22	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○

(3) 2月21日提出、3月20日議決【当初・その他議案】(124件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	創生静岡	緑の党	会派世界
23	平成31年度静岡市一般会計予算	可決	○	○	○	×	△	×	○
24	平成31年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
25	平成31年度静岡市土地区画整理清算金会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
26	平成31年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
27	平成31年度静岡市公債管理事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
28	平成31年度静岡市競輪事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
29	平成31年度静岡市国民健康保険事業会計予算	可決	○	○	○	×	○	×	○
30	平成31年度静岡市簡易水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
31	平成31年度静岡市農業集落排水事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
32	平成31年度静岡市駐車場事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
33	平成31年度静岡市介護保険事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
34	平成31年度静岡市介護保険サービス会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
35	平成31年度静岡市中央卸売市場事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
36	平成31年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
37	平成31年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
38	平成31年度静岡市病院事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
39	平成31年度静岡市水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○

40	平成31年度静岡市下水道事業会計予算	可決	○	○	○	×	○	○	○
41	静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
42	静岡市中小企業・小規模企業振興条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
43	静岡市個人情報保護条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
44	静岡市附属機関設置条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
45	静岡市職員定数条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
46	静岡市職員の分限に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
47	静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
48	静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
49	静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
50	静岡市手数料条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
51	静岡市国民健康保険条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
52	静岡市国民健康保険診療所条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
53	静岡市介護保険条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
54	静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
55	静岡市女性会館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
56	静岡市市民活動センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
57	静岡市市民文化会館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○

58	静岡市民文化会館前駐車場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
59	静岡市民ギャラリー条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
60	静岡音楽館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
61	静岡科学館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
62	静岡市生涯学習施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
63	静岡市東海道広重美術館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
64	静岡市総合運動場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
65	静岡市体育館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
66	静岡市城北運動場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
67	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
68	静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
69	静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
70	静岡市スポーツ広場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
71	静岡市キャンプ場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
72	静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
73	静岡市清水庵原球場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
74	静岡市テニス広場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
75	静岡市清水社会福祉会館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
76	静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○

77	静岡市地域福祉共生センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
78	静岡市老人福祉センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
79	静岡市世代間交流センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
80	静岡市立こども園条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
81	静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
82	静岡市こころの健康センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
83	静岡市障害者歯科保健センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
84	静岡市立清水病院条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
85	静岡市急病センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
86	静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
87	静岡市資源循環啓発施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
88	静岡市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
89	静岡市霊柩自動車利用条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
90	静岡市営墓地条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
91	静岡市納骨堂条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
92	静岡市勤労者福祉センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
93	静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
94	静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○

95	静岡市産学交流センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
96	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
97	静岡市こどもクリエイティブタウン条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
98	静岡市温泉条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
99	静岡市温泉浴場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
100	静岡市ふれあい健康増進館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
101	静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
102	静岡市日影沢親水園条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
103	静岡市リバウエル井川リフト条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
104	静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
105	静岡市都市山村交流センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
106	静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
107	港湾会館清水日の出センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
108	静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
109	静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
110	静岡市清水営農飲雑用水施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
111	静岡市林業センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
112	静岡市漁港管理条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○

113	静岡市広野海岸公園条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
114	静岡市中央卸売市場業務条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
115	静岡市都市公園条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
116	静岡市立日本平動物園条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
117	静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
118	静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
119	静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
120	静岡ヘリポート条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
121	静岡市道路占用料条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
122	静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
123	静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
124	静岡市営住宅条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
125	静岡市改良住宅管理条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
126	静岡市立学校給食センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
127	静岡市博物館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
128	静岡市自然の家条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
129	静岡市浜石野外センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
130	静岡市文化財資料館条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
131	静岡市三保松原文化創造センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○

132	静岡市水道事業給水条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
133	静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
134	静岡市下水道条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	×	○
135	静岡市青少年問題協議会条例の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○
136	静岡市清水防災センター条例の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○
137	静岡市生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
138	静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）、静岡市桜の園（重度障害者生活訓練ホーム）及び静岡市桜の園城北館の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
139	静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
140	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
141	静岡市梅ヶ島新田温泉浴場の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
142	港湾会館清水日の出センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
143	包括外部監査契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○
144	静岡地方税滞納整理機構規約の変更の協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○
145	清水港内の公有水面埋立てに関する意見について	可決	○	○	○	○	○	○	○
146	地方独立行政法人静岡市立静岡病院第2期中期計画の認可について	可決	○	○	○	○	○	○	○

## (4) 3月6日提出、3月20日議決【その他議案】(1件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	創生静岡	緑の党	会派世界
147	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○

## (5) 3月20日提出、同日議決【人事案件】(22件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	創生静岡	緑の党	会派世界
148	静岡市教育委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
149	静岡市監査委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
150	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
151	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
152	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
153	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
154	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
155	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
156	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
157	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
158	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
159	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
160	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○

161	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
162	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
163	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
164	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
165	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
166	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
167	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
168	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
169	静岡市農業委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○

## 2 議員提出議案

### (1) 3月20日提出、同日議決（3件）

発議番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	創生静岡	緑の党	会派世界
1	静岡市がん対策推進条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
2	国民健康保険制度に関する意見書	否決	×	×	×	○	×	×	×
3	2019年10月からの消費税率10%への増税中止を求める意見書	否決	×	×	×	○	×	○	×

### 3 請願

#### (1) 2月21日議決(2件)

請願番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	創生静岡	緑の党
1	辺野古新基地建設工事の中止を政府に意見書をあげる請願	不採択	×	×	×	○	×	○
2	清水庁舎等の移転場所についての請願書	不採択	×	×	×	○	△	○

### 4 その他(手続き)

#### (1) 手続き(2月21日決定)

件名	結果	内容
議員の派遣	決定	派遣先 静岡庁舎 本館3階 第3委員会室 派遣目的 平成30年度第3回議員研修会 派遣期日 平成31年2月27日(水) 派遣議員 全議員

## 5 議員提出議案資料

### ●発議第1号 静岡市がん対策推進条例の制定について

#### 静岡市がん対策推進条例

静岡市は、豊かな自然環境と温暖な気候に生まれ、多彩で魅力的な食材に恵まれた地域であり、市民一人ひとりが健康の増進に努め、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちを目指している。

しかしながら、市民の疾病による死亡の最大の原因であるがんは、市民の生命や健康に対する脅威となっており、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちづくりを進めるためには、がん対策を積極的に進める必要がある。

がん対策には、市民一人ひとりが、がんを正しく知り、幼少期から健康的な生活習慣と知識を身に付け、がんの予防や早期発見に努めるとともに、適切な医療や支援により、がん患者とその家族の不安や負担を和らげ、地域で安心して暮らしていけるよう、市民、保健医療関係者、事業者及び市が丸となって取り組んでいかなければならない。

そこで、私たちは、全ての市民が未来に希望を持って豊かな価値ある人生を送るために、がんに対する意識を高め、行動することで、がん向き合い、がん患者とその家族の心に寄り添うことができ、がんにかかったとしても自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び静岡県がん対策推進条例（平成26年静岡県条例第93号）の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、市民、保健医療関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民誰もが、がんへの理解及び知識を深め、予防や早期発見に努めるとともに、がん患者が尊厳を保ちつつ安心して暮らすことのできる社会を構築するための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいう。
- (2) がん患者等関係団体 がん患者及びその家族等で構成される団体をいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、国、静岡県、保健医療関係者並びにがん患者等関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を実施するものとする。

2 前項の施策は、がん医療のほか、福祉、介護、教育、雇用等幅広い観点を踏まえて実施しなければならない。

#### (市民の役割)

第4条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びがんの原因となるおそれのある感染症の正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、積極的にがん検診を受診し、がんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第5条 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、質の高いがん医療を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員及びその家族(以下「従業員等」という。)に対するがんに関する正しい知識の普及に積極的に取り組むとともに、従業員等ががんを予防し、及び定期的ながん検診を受けることができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、従業員等ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第7条 市は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響及びがんの原因となるおそれのある感染症に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(喫煙及び受動喫煙対策の推進)

第8条 市は、肺がんをはじめとした多くのがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、健康増進法(平成14年法律第103号)その他の法令に基づき、受動喫煙の防止の推進に関し必要な施策を実施するものとする。

(女性に特有のがん対策の推進)

第9条 市は、女性に特有のがんに関し、り患しやすい年齢を考慮した予防手段についての正しい知識の普及啓発、検診の推進及び社会復帰に向けた支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(がん教育の推進)

第10条 市は、学校において児童及び生徒が、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識その他がんに関する知識を習得し、及びがん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めるため、健康に関し必要な教育を推進するものとする。

(早期発見の推進)

第11条 市は、がんの早期発見に資するよう、保健医療関係者、がん患者等関係団体等と連携し、がん検診の受診率及び質の向上等を図るために、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がんの早期発見の重要性に関する啓発及び広報

(2) がん検診の受診が可能な医療機関等の周知

(3) がん検診を受診しやすい環境の整備

(4) 年齢、性別等を考慮したがん検診の受診の勧奨

(5) がん検診の精度管理の充実

(6) 前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見の推進に関し必要な施策

(情報の提供)

第12条 市は、医療機関その他関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん対策及びがん医療に関する適切な情報提供に努めるものとする。

(医療の推進)

第13条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう、必要な事業の推進に努めるものとする。

(在宅医療の充実)

第14条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、がん患者が、その居宅において療養できるよう必要な在宅医療体制の整備に努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第15条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、緩和ケア(がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。)の充実を図るために必要な事業の推進に努めるものとする。

(がん患者及びその家族等への支援)

第16条 市は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族の精神的な苦痛、社会生活上の不安等の軽減に資するため、静岡県、保健医療関係者等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者及びその家族に対する相談体制の充実及び強化
- (2) がん患者等関係団体が行うピア・サポート(がん患者及びその家族に対するがん経験者及びその家族による相談支援の取組をいう。)に対する支援並びにがん患者等関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援
- (3) がん患者の就労に関する啓発活動及び相談体制の整備その他就労に関する必要な支援
- (4) がん患者に対する学校教育に関する必要な支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族への支援に関し必要な施策

(ライフステージに応じた支援の推進)

第17条 市は、小児期、AYA世代(思春期及び若年の成人の世代をいう。)、高齢期等の各段階におけるがん患者に特有な身体的、精神的、心理的及び社会的問題に対し、それぞれの段階に応じた支援をするよう努めるものとする。

(がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進)

第18条 市は、静岡県、保健医療関係者及びがん患者等関係団体と連携し、がんになり患しても住み慣れた地域で生活ができるよう、がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進に努めるものとする。

(静岡市がん対策推進協議会の設置)

第19条 がん対策に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市のがん対策の推進に関する重要な事項について調査審議し、又は市長に意見を述べること。
- (2) 次条第2項の規定による諮問に対する答申に関すること。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) がん患者等関係団体に属する者
- (2) 医師その他保健医療関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

- 5 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(計画の策定等)

第20条 市長は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、協議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。  
(財政上の措置)

第21条 市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第22条 市長は、毎年度、本市のがん対策に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## ●発議第2号 国民健康保険制度に関する意見書

### 国民健康保険制度に関する意見書

国民健康保険料の滞納は、全加入世帯の15%を超える289万世帯に上るなど、高すぎる国民健康保険料が国民生活を脅かしている。高過ぎる国保料は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、滞納と受診抑制を生み、それが更なる国保料値上げとなる悪循環をもたらし、国保制度の根幹が揺らぐ事態となっている。

全国知事会、全国市長会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを、「国保の構造問題」と指摘し、国保を持続可能とするためには、「被用者保険との格差を縮小するよう、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張している。

この間、国保に対する国庫負担削減による国の責任後退と国保の加入者の貧困化・高齢化・重症化が進む中、国保料の高騰が続いている。国保の構造的危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に道はない。

さらに、国保料が他の健康保険と比べ著しく高額となる要因として、国保にしかない均等割、平等割という保険料算定がある。全国で均等割、平等割として徴収されている保険料は、およそ1兆円である。公費を1兆円投入すれば、重過ぎる国保料を引下げ、所得に応じた国保料への改革を進めることができる。

よって、政府に対して、高過ぎる国保料を引下げ、国民の医療保険制度を守るために、下記の事項を強く求める。

### 記

- 1 国が国民健康保険に対し、1兆円規模の公費負担増を行うこと。
- 2 保険料算定における均等割を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 宛]

## ●発議第3号 2019年10月からの消費税率10%への増税中止を求める意見書

### 2019年10月からの消費税率10%への増税中止を求める意見書

政府は景気の回復が続いていることを理由に、2019年10月から消費税率を10%に引上げる方針である。

しかし、総務省の家計調査における実質家計消費は、消費税率8%増税前の2013年と比べ2018年は一世帯当たり年間約25万円も落ち込んでおり、GDPベースも架空の帰属家賃を除くと約3兆円落ち込んでいる。また、実質賃金は年間10万円以上も低下している。

政府は、有効求人倍率が上がり雇用が384万人増えたと所得環境の改善を強調するが、就業者数増加の内訳は、65歳以上の高齢者が266万人で全体の7割を占め、90万人増えた15歳～24歳ではそのうち74万人が学生と高校生である。そこには年金だけでは暮らしていけない高齢者、仕送りだけでは生活できない学生の実態があり、所得環境が改善しているとは到底言えない。これら一連の事実から、消費税増税の環境にはないことは明らかである。

さらに、政府が行おうとしている景気対策に対して批判が広がっている。キャッシュレスによる「ポイント還元」は、10%、8%の複数税率とセットで、買う商品、買う場所、買い方によって税率が5段階にもなり、混乱、負担、不公平をもたらすとして怨嗟的となっている。中小の小売店では、キャッシュレスに対応できなければ客が減り潰れてしまう、対応できる設備を用意したとしても手数料負担で利幅が減り経営の重荷になる、と批判が広がっている。各紙の世論調査では、国民の6割以上が「ポイント還元」に反対しており、このような愚策はやるべきではない。

そもそも消費税は所得の低い人ほど負担率が高く、逆進性のある不公平な税制である。さらに、増税と合わせて行う「インボイス方式」により、全国500万人の免税業者と簡易課税制度を選択している約120万人の事業者が、取引から排除され廃業に追い込まれる懸念がある。社会保障や教育を初めとした国民生活に欠かせない財源は、消費税ではなく巨大な利益を上げている大企業や大資産家への応分の負担に求めるべきである。

よって、政府においては、2019年10月からの消費税率10%への増税を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣 宛〕